

市政

福祉

障害者計画を策定

問い合わせ 福祉課長寿・障がい係 (☎028269)

障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らせる社会の実現を目指す、「総社市障害者計画・障害福祉計画」がまとまりました。



生活に関連した施設のバリアフリー化も求められています

ものとなっています。一方、障害福祉計画は、障害福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりやサービスなどを確保するための方策などを示したものとなっています。

〇ともに安心して暮らせる社会の実現

基本目標は、「ともに安心して暮らせる社会の実現」。障がいの有無に関わらず、地域に暮らす誰もが生活を営むうえで必要な支援を受け、地域との関わりの中から助け合い、安心して暮らしていくことができるまちを目指しています。

〇6つの視点から取り組む

計画には、障がい者本人の努力だけでなく、地域社会全体で取り組む基本となる6つの視点を示しています。具体的には、地域のなかで生活を送るために、障がいや障がい者について理解し心のバリアを取り除くことや、保健福祉サービスが受けやすい体制づくり、働くことを通じて社会参加すること、障がい者を災害や犯罪から守ること。また、生活面では、生活に関連した施設のバリアフリー化の促進や、生活の質的な向上を図り余暇活動を楽しむことができるようにすることです。この視点を基に、具体的な施策を列記しています。

障害福祉計画では、取り組むべき障害福祉サービスを示すとともに、サービスの内容ごとに、平成19・20・23年度のサービス見込み量を示しています。

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険事業の健全な運営と負担の公平を図るため、国民健康保険税の税率や税額の最高限度額などが下の表のとおり変わりました。

まず、所得に応じて課税される所得割額の税率が医療分では0.5%下がり、介護保険分が0.1%上がっています。また、被保険者1人当たりの均等割額も、医療分では500円下がり、介護保険分が1400円上がっています。税額の最高限度額は、介護保険分は従来のままですが、医療分は3万円上がっています。

■国民健康保険税の「税率」や「税額の最高限度額」の変更一覧

区分	医療分		介護保険分(40歳から64歳)	
	改正後	改正前	改正後	改正前
所得割額	7.8%	8.3%	1.4%	1.3%
均等割額	25,500円	26,000円	9,900円	8,500円
最高限度額	560,000円	530,000円	90,000円	90,000円

なお、均等割額・平等割額の軽減額についても変更となりました。詳しくは健康づくり課までお尋ねください。

問い合わせ 健康づくり課 保険年金係 (☎028257)

税

税源の移譲で、市県民税が変わります

問い合わせ 課税課市県民税係 (☎028234)

三位一体改革の一環として、国の所得税から市県民税へ税源移譲が行われます。6月にお届けする市県民税の納税通知書では、その移譲された税を含んだ税額でお知らせします。



今年の税額は…。

所得税から市県民税への税源移譲により税率が変わりました。また、定率減税の廃止や65歳以上の人の非課税措置廃止に伴う経過措置なども行われます。

◆市県民税の税率は一律10%に
前年度まで5%、10%、13%の3段階であった税率が、今年度から一律10%になりました。また、所得税と市県民税を合わせた税負担が変わらないよう所得税の税率も見直され、10%、20%、30%、37%の4段階が、5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階になりました。

◆市県民税の減額措置(調整控除)が新設される
市県民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの額が違います。所得税の方が控除額が大きく、そのままだと市県民税の負担が増えるため、市県民税の減額措置(調整控除)が新たに設けられました。

◆税源移譲による変化
サラリーマンや年金を受け取っている人は、すでに所得税が少なくなっています。そして、事業で収入を得ている人も含めて、税源の移譲と市県民税の定率減税の廃止により、6月から市県民税の額が増額になっています。下のイメージ図は、前年度に5%の税率で課税された人の税の負担の変化を表しています。

◆65歳以上の人の非課税措置の廃止に伴う経過措置も行われる
平成17年1月1日現在で、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、合計所得金額が125万円以下の人については、平成17年度まで非課税でした。しかし、平成18年度からこれが廃止され、急激な負担の増加にならないように経過措置が行われています。

これらの人の今年度の税額は、合計所得金額から基礎控除や扶養控除などを控除した額×10%×3分の2をした額に、均等割分の2900円を加えた額になります。

